

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成19年6月1日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
木田郡三木町土地改良区	単独県費補助土地改良事業	花丸地区	平成19年2月28日
〃	単独県費補助土地改良事業	平野池地区	〃